

大情審答申第 429 号
平成 29 年 2 月 21 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第14号）による改正前の大阪市情報公開条例第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成28年3月3日付け大財船課第7003号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が、平成 28 年 2 月 2 日付け大財船課第 7002 号により行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 27 年 12 月 15 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「大阪市中心区○○の建物に設置されているデジタルかんばん（大サイズ×2 小サイズ1）の固定資産（償却資産）種類別明細書（記載されている部分）のわかる文書一式」を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「大阪市中心区○○の建物に設置されているデジタル看板（大サイズ）に係る種類別明細書（全資産用）（平成 27 年度分）」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、条例第 10 条第 2 項に基づき、公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

「条例第 7 条第 1 号に該当

（説明）

本件文書に記載されている情報は、個人の所有財産に属する事項に関する情報で

あって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、かつ同号ただし書に該当しないため。

条例第 7 条第 2 号に該当

(説明)

本件文書に記載されている情報は、法人その他の団体の所有財産に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、かつ同号ただし書に該当しないため。

条例第 7 条第 7 号に該当

(説明)

本件文書に記載されている情報は、地方税法第 22 条の地方税に関する調査によって知り得た課税情報であり、当該内容を公開することは、同条の守秘義務に抵触するおそれがあるため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 28 年 2 月 5 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第 7 条 1 号及び 2 号に該当と書かれていますが当該公文書が 1 号に該当するのか 2 号に該当するのか両方の情報が書かれているのか単に該当と書かれているだけで理由にはならない。
また、条例 7 条 1 号、2 号とも正当な利益を害するおそれとは何かをはっきり示していないし、具体性がなくわからないので該当はしない。
当該工作物は、道路上（建築基準法上）にあって、合法とは私自身思っておらず、条例 7 条 1 号、2 号の人の身体、健康、生活を保護するため公にすることが認められると考える。
- 2 条例第 7 条 7 号については、公開請求の内容は町のまん中でだれもが目に見える物を対象としており当然地方税法にのっとり償却資産になると思われ、事業者が申告すべき義務のある内容であり、地方税法第 22 条の調査によって知り得た課税情報ではない。かつ同法 22 条は税事務に従事している者に対する項目であるため同法 22 条に規定する秘密にも該当しない。
- 3 今回の情報公開に関しては、当然公にできないと思われることはあると思うが、一

部も公開しないのは守秘義務を超えている。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本文書に記載されている情報について

本文書は、種類別明細書（全資産用）であり、固定資産（償却資産）の申告及び調査等により把握した情報を記載した文書である。

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならないこととされており（地方税法（昭和25年法律第226号）第383条）本文書の様式は地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第26号様式別表一に規定されている種類別明細書（以下「規則様式」という。）に規定されている。

また、本文書に記載されている情報については、上記による償却資産の所有者からの申告によるものだけでなく、固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権の行使（地方税法第353条）又は固定資産の実地調査（地方税法第408条）によって実施機関において把握した償却資産も含まれているものである。

なお、本文書に記載されている情報は、年度、資産の所在区、所有者コード、所有者名、当該所有者における種類別明細書の全枚数及び何枚目であるか、行番号、資産の種類、資産番号、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、残存率、価額、課税標準の特例、課税標準額及び摘要である。

2 条例第7条第1号該当性について

本文書に記載されている所有者名については、償却資産の所有者が個人である場合は当該個人の氏名が記載されており、また所有者コードについては、本市及び償却資産の所有者しか知り得ない情報として本市で管理しているものである。

この所有者名及び所有者コードは、「特定の個人を識別することができるもの」として条例第7条第1号に該当する情報である。

また、当該所有者における種類別明細書の全枚数及び何枚目であるか、資産の種類、資産番号、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、残存率、価額、課税標準の特例、課税標準額及び摘要は、償却資産の所有者の詳細な財産に関する情報であり「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」として条例第7条第1号に該当する情報である。

なお、本文書は、条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

3 条例第7条第2号該当性について

本文書に記載されている所有者名については、償却資産の所有者が法人である場合は当該法人の名称が記載されており、また所有者コードについては、本市及び償却

資産の所有者しか知り得ない情報として本市で管理しているものである。

また、当該所有者における種類別明細書の全枚数及び何枚目であるか、資産の種類、資産番号、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、残存率、価額、課税標準の特例、課税標準額及び摘要は、償却資産の所有者の詳細な財産に関する情報であり、所有者名及び所有者コードと併せることにより、「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として条例第7条第2号に該当する情報である。

なお、本文書は、条例第7条第2号ただし書に該当しない。

4 条例第7条第7号該当性について

地方税の調査又は徴収に従事する者に対して課される守秘義務については、地方税法第22条に「地方税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

地方税法第22条にかかる地方税法総則逐条解説によれば、地方税の調査又は徴収等に関する事務に従事する者は、その職務を遂行する過程において納税義務者等の行う申告又は報告により、あるいは質問検査権を行使することによって、私人の秘密を知り得る地位にある。地方税の調査又は徴収等に関する事務に従事している者がその事務に関して知り得た私人の秘密を第三者に知らせることは地方税の賦課徴収に必要な限度をこえるものであり、人権に対する侵害となる。本条は、このような人権に対する侵害が現実に発生することを防止するため、地方税の調査又は徴収等に関する事務に従事している者が、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合の罰則を規定したものであるとされている。そして、調査又は徴収等に関する事務の態様は、質問検査権の行使により、税務職員が現地に行き知り得る場合ばかりでなく、納税義務者等から口頭で告知される場合、納税義務者等が提出した申告書の書類を審査して知り得た場合等があり得るとされている。

本文書に記載されている所有者コード、所有者名、資産の種類、資産番号、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、残存率、価額、課税標準の特例、課税標準額及び摘要については、償却資産の所有者からの申告(地方税法第383条)固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権の行使(地方税法第353条)又は固定資産の実地調査(地方税法第408条)によって知り得た秘密であり、地方税法第22条に規定する「秘密漏えいに関する罪」に該当するため、「法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされる情報」として条例第7条第7号に該当する情報である。

5 部分公開の可否について

本件文書に記載されている情報のうち、非公開となる情報を除くと残るは年度及び資産の所在区のみであり、これらは本件決定の非公開決定通知書により本件請求の請求者に対して通知している情報であることから有意の情報であるとは言えないため、条例第 10 条第 2 項の規定に基づき本件決定を行った。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第 7 条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第 7 条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

実施機関に確認したところ、本件文書は、規則様式を基に作成されたもので、大阪市税等の課税や収納事務等処理するために設置されている税務事務システム上に登録されている帳票の一つであるとのことである。

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、地方税法第 383 条に基づき、総務省令の定めるところによって、毎年 1 月 1 日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を 1 月 31 日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならないこととされており、実施機関によると、本件文書には、このような償却資産の所有者からの申告によるものだけではなく、地方税法第 353 条に基づく固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権の行使又は地方税法第 408 条に基づく固定資産の実地調査によって、実施機関において把握した償却資産も含まれているとのことである。

なお、本件文書に記録されている情報は、年度、資産の所在区、所有者コード、所有者名、当該所有者における種類別明細書の全枚数及び何枚目であるか、行番号、資産の種類、資産番号、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、残存率、価額、課税標準の特例、課税標準額、摘要及び様式項目である。

3 争点

実施機関は、本件文書について条例第7条第1号、同条第2号及び同条第7号を理由に、本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件決定を取り消し、本件文書の公開を求めるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書の条例第7条第1号、同条第2号及び同条第7号該当性である。

4 本件文書の条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」と規定している。これは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は個人に関する情報に含まれるものではあるが、その情報の性質上、条例第7条第2号により保護される法人等の事業活動に関する情報と同様の公開基準によることが適当であるので、同号で判断するものとし、同条第1号に規定する「個人に関する情報」から除外することとしたものである。

(2) 本件文書の条例第7条第1号該当性について

実施機関に確認したところ、本件文書は、固定資産税の課税対象となる償却資産に係る書類であり、償却資産とは、地方税法第341条第4号において「事業の用に供することができる資産」とされているとおり、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、法人又は事業を営む個人(以下「事業者」という。)に限られるとのことであった。

以上を踏まえると、本件文書はまさに事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当することから、そもそも条例第7条第1号に該当しない。

したがって、本件文書の条例第7条第1号該当性を主張する実施機関の判断は、条例第7条第1号の解釈、適用を誤ったものであり、失当である。

5 本件文書の条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号の基本的な考え方について

条例第7条第2号は、法人その他の団体や事業を営む個人(以下「法人等」という。)の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として公開しないことができる」と規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、その他公開することにより、法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

なお、同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、条例第7条第2号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 本件文書の条例第7条第2号該当性について

当審査会において、本件文書を見分したところ、本件文書に記載された事業者(以下「当該事業者」という。)が所有する償却資産の種類、名称、取得年月、取得価額等の事業者が事業を行う上での財産の内容が記載されていた。

また、実施機関によると、事業者が所有する償却資産の内容から、経営方針及び事業に関する事業者独自のノウハウが読み取れる場合があるとのことであった。

以上を踏まえると、本件文書は、当該事業者の財産に関する詳細な情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することとなるため、条例第7条第2号本文に該当し、また、その情報の性質上、同号ただし書に該当しない。

したがって、本件文書は条例第7条第2号に該当する。

(3) 部分公開の可否について

ア 条例第8条第1項の基本的な考え方について

条例第8条第1項は、同項本文で「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。」と規定しているが、同項ただし書では、「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定しており、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分(以下「非公開部分」という。)を容易に区分して除くことができるときは、原則公開の理念から、当該公文書の全体を非公開にするのではなく、非公開部分を除外した部分について、公開すべき義務があることを定め、ただし書に該当する場合は、部分公開の義務を免除している。

ここで、「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、公開請求に係る公文書から非公開部分を区分して除くと、無意味な文字、数字、様式等のみとなる場合や、断片的な情報や公表された情報のみとなり、請求者が知りたいと欲する内容が十分提供できない場合等をいうと解される。

イ 本件文書の部分公開の可否について

本件文書に記載されている情報は、非公開とすべき情報を除くと年度、資産の所在区及び様式項目のみであった。

ここで、当審査会において確認したところ、実施機関が前記第4の5で主張するとおり、年度及び資産の所在区については、本件決定に係る決定通知書に記載されており、異議申立人にとって既に明らかな情報であり、また、様式項目については、規則様式に規定されている項目であるとのことが認められた。

以上を踏まえると、本件文書のうち、非公開とすべき部分を除いた部分には有

意の情報が記録されていないと認められる。

したがって、本件文書から非公開とすべき部分を除いた部分について、実施機関に公開すべき義務があるとは認められない。

6 本件文書の条例第7条第7号該当性について

実施機関は、本件文書の条例第7条第7号該当性を主張しているが、本件文書の公開の可否に係る当審査会の判断は、上記5のとおりであるから、本件文書の同号該当性については、判断しない。

7 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 坂本団、委員 玉田裕子、委員 村田尚紀

(参考) 答申に至る経過

平成27年度諮問受理第127号

年 月 日	経 過
平成28年3月3日	諮問
平成28年3月17日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成28年7月14日	審議(論点整理)
平成28年9月6日	実施機関理由説明
平成28年10月17日	異議申立人意見陳述
平成28年11月14日	審議(論点整理)
平成28年12月26日	審議(答申案)
平成29年1月19日	審議(答申案)
平成29年2月21日	答申